

船橋市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高等学校を卒業していない（中退を含む。）ことから希望する就業ができない、安定した就業が難しいなどの支障が生じているひとり親家庭の親及び児童に対して、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の合格を目指す場合に、給付金を支給することについて、「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施について」（平成27年4月10日雇児発0410第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に示されている「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱」（以下「国要綱」という。）に基づき運営すべき事項の確認と、国要綱中に定めのない事項を定めることにより支障なく給付事務を行うことを目的とする。

(給付金の定義)

第2条 この要綱における給付金は、国要綱における「給付金の種類」に準じて規定する。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給対象者は、国要綱における「支給対象者」の要件を満たすものであって、本市に住所を有し、過去に本給付金を受給していないものとする。

(対象講座)

第4条 給付金の支給対象講座は、国要綱における「対象講座」に準じて規定する。

(支給額等)

第5条 給付金の支給額は、国要綱における「支給額等」に準じて規定する。

(事前相談の実施)

第6条 受給要件の審査に際しては、国要綱における「事前相談の実施」に基づき実施する。

(受給要件の審査、対象講座の指定)

第7条 給付金の支給を受けようとする者は、国要綱における「受給要件の審査、対象講座の指定」に準じて申請書及び添付書類の提出を行うこととする。なお、申請様式は国要綱における「参考様式」に準じる。

2 市長は前項の届け出があったときは、国要綱における各要件に該当しているかを審査し、対象講座指定の可否を当該申請者に通知する。なお、決定様式は国要綱における「参考様式」に準じる。

3 市長は前項の審査に必要と認められる時は、申請者から資料の追加を求めることができる。

(給付金の支給等)

第8条 各給付金の支給を受けようとする者は、市長に対して、国要綱における「受講開始時給付金、受講終了時給付金及び合格時給付金の支給等」に準じて申請書及び添付書類の提出を行うこととする。なお、申請様式は国要綱における「参考様式」に準じる。

- 2 市長は前項の届け出があったときは、国要綱における各要件に該当しているかを審査し、支給の可否を当該申請者に通知する。なお、決定に係る様式は要綱中の参考様式に準じる。
 - 3 市長は前項の審査に必要と認められる時は、申請者から資料の追加を求めることができる。
 - 4 前項により支給決定を受けた当該申請者は、請求書を市長に提出するものとする。
(給付金の返還)
- 第9条 市長は、偽りその他の不正の手段により給付金の支給を受けた者があるときは、支給額に相当する金額の全部を返還させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成28年度において、平成28年4月1日以降に高卒認定試験の合格を目指す講座の受講を開始し、申請時に受講中であった者が受講を修了した際には、給付金の支給対象とできるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年11月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和元年12月5日から施行し、令和元年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。